

# 千葉市小規模修繕業者登録制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市が発注する小規模修繕に関して、千葉市内に主たる事業所を置く小規模事業者への受注機会を確保するとともに、事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）その他に定めのある場合を除き、小規模修繕の受注希望者の登録、発注方法等に関し、必要となる事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「小規模修繕」とは、技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な施設等の修繕で、機能回復を目的として修繕料等で執行されるもののうち、予定価格が100万円以下のものをいう。

## (登録)

第3条 この要綱に基づいて登録することができる者は、千葉市内に本社又は本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 千葉市契約規則第2条に定める事項に該当する者
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
- (3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者
- (4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録（以下「許可等」という。）を受けていない者
- (5) 千葉市の入札参加資格を有している者。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下で、申請日から過去2年間に本市と100万円以下の小規模修繕の元請け実績がある者は除く。
- (6) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

2 登録を希望する者は、千葉市小規模修繕業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める申請時期、方法等により申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は身分証明書
- (2) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (3) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (4) 市税完納確認承諾書（様式第2号）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可等を証明する書類の写し
- (7) 前項第5号ただし書きに該当する者は、申請日から過去2年間に本市と契約した100万円以下の小規模修繕の契約書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

## (登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、市長が別に定める。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録者の扱い)

第5条 市長は、第3条の規定により登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは千葉県小規模修繕業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。また、名簿は千葉県契約課ホームページ及び同課における閲覧により公表する。

- 2 審査の結果については前項の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。
- 3 市長は、この要綱の対象となる契約に係る業者選定に際しては、名簿の登録者に、見積に参加する機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定業者を名簿の登録者に限定するものではない。

(対象となる契約)

第6条 この要綱の対象となる契約は、小規模修繕のうち、次表に掲げる種別に該当するものとする。

屋根・壁・金物	塗装・防水	左官	建具	大工・内装
畳	ガラス	錠鍵	空調設備	ガス設備
給排水・衛生設備	電気設備	通信設備	防災設備	その他

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、又は営業を廃止若しくは休止したときは、千葉県小規模修繕業者登録事項変更・廃止届（様式第4号）に必要書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(適正な履行)

第8条 登録者は、受注した小規模修繕を、千葉県契約規則その他の関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなければならない。

- 2 登録者は、受注した小規模修繕を一括して他人に請け負わせてはならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 第3条第1項第1号から第6号のいずれかに該当することとなった場合
  - (2) 登録に係る営業を廃止した場合
  - (3) 名簿から抹消を申し出た場合
  - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
  - (5) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- 2 市長は、登録者が、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領及び千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に該当した場合は、準じた措置を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財政局資産経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月12日から施行する。
- 2 この要綱の第3条第1項第7号及び第3条第2項第5号の規定は、平成26・27年度名簿から適

用する。

- 3 この要綱の第3条第2項及び第7条の改正後の様式は、平成26・27年度名簿から適用し、平成24・25年度名簿については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月9日から施行する。
- 2 この要綱の第3条第2項の改正後の様式は、平成26・27年度名簿から適用し、平成24・25年度名簿については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第3条第2項の様式及び第5条第2項の規定は、平成28・29年度名簿から適用し、平成26・27年度名簿については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月14日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定及び様式は、令和6・7年度名簿から適用し、令和4・5年度名簿については、なお従前の例による。